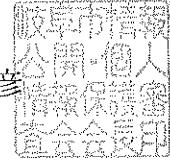


岐阜市行政第232号  
平成23年10月31日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・  
個人情報保護審査会  
会長 幅

隆彦



公文書公開請求決定通知訂正に係る処分に関する  
不服申立てについて（答申）

平成18年9月21日付け岐阜市ま開第85号で諮問のあった岐阜市長が行った公文書公開請求決定通知訂正に係る処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規係

## 答 申

### 第1 当審査会の結論

岐阜市長（以下「実施機関」という。）が平成18年8月9日付けで行った公文書公開請求決定通知訂正に係る処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

平成18年8月7日付け岐阜市ま開第51号による公文書公開請求決定通知訂正通知書（以下「訂正通知書」という。）の文書を無効とするとの決定を求める。

#### 2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書及び意見書によれば、次のとおりである。

(1) 公文書名は「計画概要書（岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第10条第3項による様式第2号）」に訂正されたが、岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例（以下「条例」という。）第10条第3項には、「様式第2号」との記載はなく、適切な表示ではないため、訂正をした公文書名は無効である。

(2) 平成18年7月28日付けの「異議申立書」のうち、公文書名（条例名等）以外の部分に対して、実施機関の考え方は記載されていないため、公文書名の欄以外の部分については、異議申立人の異議を全面的に容認したということによいか。

### 第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での陳述によれば、次のとおりである。

1 公文書公開請求決定通知書（平成18年5月31日付け岐阜市ま開第9号。以下「決定通知書」という。）の公文書名欄に記載されている「計画概要書（岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防に関する条例第10条第3項による様式第2号）」について、異議申立人から記載されたような条例が存在しないとの指摘があり、当該指摘については、明白な脱字であったため、平成18年8月7日付け岐阜市ま開第51号により異議申立人に対し「計画概要書（岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第10条第3項による様式第2号）」に訂正する旨の公文書公開請求決定通知の訂正を通知した。

2 異議申立人は、公文書名の括弧書の表記が条例に規定する様式第2号と読めるが、様式第2号は同条例に定めがなく、適切な表現ではないので、

決定が無効であると主張する。

- 3 実施機関は、異議申立人からの「計画概要書「(仮称)キャッスルハイツ長良天神A棟・B棟」様式第2号のみ」の公文書公開請求に対し、決定通知書の公文書名としては「計画概要書」であるところ、建築基準法等に基づく各種計画概要書と区分するため「条例の規定により届け出られた計画概要書」という趣旨で「(岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第10条第3項による様式第2号)」と公文書名に説明を付したものである。

なお、様式第2号は、岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則において規定している。

- 4 また、異議申立人の「訂正通知書に、平成18年7月26日付けの異議申立ての理由中、公文書名以外の部分に対する実施機関の考えが記載されていないので、異議申立人の異議を全面的に容認したということによいか。」という質問事項については、岐阜市情報公開条例による公文書公開決定に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立ての対象とはならず、岐阜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問事項ともならない。

#### 第4 当審査会の判断

- 1 異議申立人は、条例第10条第3項には、「様式第2号」との記載がなく、適切な表示ではないため、訂正通知書も無効であると主張する。

異議申立人の当該主張が、決定通知書の公文書名の記載に誤りがあるから、処分の取消事由に該当するとの主張であると理解し、これに対して判断する。

実施機関は、公文書名を「計画概要書（岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第10条第3項による様式第2号）」と表記している。「様式第2号」との記載は条例第10条第3項の規定中ではなく、条例第10条第3項に基づく岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則第4条に規定されているが、計画概要書の根拠は条例にあることから、この表示が一概に誤りであるとはいえない。

また、公文書名は、計画概要書であるが、他法に基づく計画概要書も存在することから補足として括弧内に条例を記載したものに過ぎない。

仮に、本件処分における公文書名を厳密に表記するならば「計画概要書（岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第10条第3項に基づく岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則第4条に規定する様式第2号）」となるが、これほど厳密に公文書名を表記する必要性は認められない。

したがって、決定通知書の公文書名の記載に不備はなく、処分の取消事由には当たらない。

- 2 異議申立人は、平成18年7月28日付けの「異議申立書」のうち、公文書名（条例名等）以外の部分に対して、実施機関の考え方は記載されていないため、公文書名の欄以外の部分については、異議申立人の異議を全面的に容認したということにより、この回答を実施機関に求めている。  
この点については、岐阜市情報公開条例に基づく公文書公開決定に係る事項ではないので、当審査会における審査の対象とはならない。
- 3 なお、異議申立人から口頭での意見陳述を希望する旨の申立てはあるものの、3回に渡り意見陳述の機会を付与したにもかかわらず、審査会への出席及び内容に関する意見陳述書の提出がなされなかったため、やむを得ず異議申立人からの陳述が無いまま答申するに至ったものである。
- 4 上記の理由により、第1のとおり判断する。

#### 第5 審査会の審査経緯等

平成18年	5月22日	公文書公開請求	
	5月31日	実施機関の一部公開決定	
	8月7日	公文書公開請求決定通知訂正通知書を送付	
	9月11日	異議申立て	
	9月21日	諮問	
	12月 1日	実施機関に陳述書の提出依頼	
	12月10日	異議申立人から意見書（第1報）提出	
	12月15日	陳述書提出	
	平成19年	1月9日	異議申立人に意見書猶予承諾の通知を送付
	平成23年	7月29日	異議申立人に陳述書の写しを送付
8月30日		審査会開催。実施機関から意見聴取	
10月 7日		審査会開催	
10月31日		答申	